

恵庭市告示第45 - 4号

火葬場使用料収納事務委託告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

委託した歳入の徴収又は収納事務

恵庭市火葬場条例（平成6年条例第6号）に規定する使用料の収納事務

歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

住所 恵庭市北柏木町3丁目74番地1

氏名 テーオー運輸 株式会社 代表取締役 松岡 雄平

委託する期間

令和5年 4月 1日から 令和6年 3月31日まで

令和5年 4月 1日

恵庭市長 原田



